

下野市配偶者等からの暴力対策基本計画 進捗状況報告書【全事業】

令和3年3月31日現在

基本目標Ⅰ DV防止の意識づくり

プランの内容				令和2年度実績		3年間 (H30~R2)	
施策	施策の内容	取り組む施策	担当課	事業の内容	工夫して取り組んだ点	総合評価	評価理由
DV防止に向けた対策の充実	(1) 家庭、地域、職場、学校における啓発	広報紙やホームページ、チラシなどを活用した啓発を行います。	市民協働推進課 (関係課)	【市民協働推進課】 内閣府、栃木県発行のチラシ・ポスターや市発行の情報紙を公共施設、医療機関、学校に配布し、啓発を行った。 下記啓発展示で、市役所市民ロビーにDV防止啓発パネルを展示したほか、ホームページの特集ページ、Twitter、メール配信により周知した。 ・6月 男女共同参画週間パネル展 ・11月 女性に対する暴力をなくす運動啓発展示	市内の14医療機関（整形外科、産婦人科、精神科）に、カード設置を新たに依頼した。コロナ禍のためSNSを使った周知を取り入れ、イベントの日程だけでなく、相談先や展示パネルの解説を掲載した。	○	
				【こども福祉課】 ホームページ、チラシ、子育てハンドブックにDVホットラインの案内を掲載した。	夫婦・パートナーだけの問題ではなく、面前DVは子どもにとって著しく害があることを啓発した。	○	
		DV防止に関する啓発リーフレットの作成、関係機関への配布をします。		【市民協働推進課】 平成30年より配布開始しているDV防止啓発カードと情報紙を各公共施設、医療機関、学校、下記啓発展示会場に配布・設置し、幅広い層へ啓発が行えるよう努めた。 ・6月 男女共同参画週間パネル展 ・11月 女性に対する暴力をなくす運動啓発展示	名刺サイズ6面のカードに、デートDVやDVの種類等について紹介するとともに、相談先や避難時の持ち物など、具体的な対応策に繋がるような内容を多く掲載している。	○	
				【こども福祉課】 こども福祉課窓口等においてリーフレットを配布し周知啓発を行った。	目に触れやすい場所で広く周知した。	○	
		地域に密着した組織、団体への啓発活動を行います。		【市民協働推進課】 設置・配布協力の申し出をいただいた自治会、市内の薬局にDV啓発カード、情報紙、パープルリボンを提供した。	啓発展示を見て頂いた自治会長や店舗から、協力のお声掛けをいただいた。店舗への啓発カード設置は、カードスタンドを併せて提供している。	○	
				【こども福祉課】 身近な相談先として民生委員児童委員協議会定例会において相談窓口の周知を行った。	各地区の民生委員に相談窓口と対応している職員を知ってもらう機会とした。	○	
		デートDV防止に向けた啓発を行います。		【市民協働推進課】 デートDVに関する情報が掲載されたDV防止啓発カードを、公共施設、交通機関、医療機関や薬局等に設置を依頼することで、幅広い層へ啓発が行えるよう努めた。 成人式会場での啓発品設置を予定していたが、コロナ禍のため中止となった。	DVや性暴力の防止については、若年層への啓発機会が少ないため、引き続き成人式等の若者が集まる場での啓発を実施していく。	○	

プランの内容				令和2年度実績		3年間 (H30~R2)	
施策	施策の内容	取り組む施策	担当課	事業の内容	工夫して取り組んだ点	総合評価	評価理由
D V 防 止 に 向 け た 対 策 の 充 実	(2) 人権教育・人権啓発の推進	「人権教育・啓発推進行動計画」と連動して効果的な啓発等を実施します。	市民協働推進課 学校教育課 生涯学習文化課	【市民協働推進課】 人権擁護委員と協力し、12月の人権週間にあわせて、市内15の小中学校での啓発活動を行った。「人権教育・啓発推進行動計画」の進捗管理のほか、県人権担当課・法務局・人権擁護委員等の関係機関と情報共有を行い、DVプランとの連動した啓発活動に努めた。	コロナ禍におけるDV被害の増加を受けて、新たに内閣府により設置された相談機関等の周知を、女性に対する暴力をなくす運動と併せて実施した。	○	
				【学校教育課】 下野市役所で、市人権教育全体研修会を実施した。 参加：市内小・中学校教職員15名	下都賀教育事務所の指導主事を講師に迎え、様々な人権問題に対する現状や求められる指導についての理解を深める中で、男女共同参画への意識を高められるようにした。	◎	教職員が当事者意識を持って研修に臨めるよう、講話、グループ協議、授業研究会等、様々な形態で実施した。研修会では、コロナ禍における問題や性に関わる問題などを取り上げ、現状の様々な状況に対応できるようにした。令和2年度の研修会にて「様々な人権問題への理解を深められた」と回答した教員の割合は100%となった。
				【生涯学習文化課】 (1) 人権教育講演会の開催 日時：12月4日（金） 参加者：102名 内容：「いつも何かときめいていよう～人と人のつながり ささえあいの中で～」 講師：藤田弓子氏 (2) 市民人権講座の開催（全4回） ①日時：12月3日（木） 参加者：22名 内容：「性別で見る多様性と人権」 講師：公益社団法人人権教育啓発推進センター 特任講師 Diveinon代表 飯田亮瑠氏 ②日時：12月11日（金） 参加者：28名 内容：「多様性が豊かさとなる未来へー私たちが今、できることとは」 講師：NPO法人青少年自立援助センター YSCグローバル・スクール 平野成美氏 ③日時：12月15日（火） 参加者：24名 内容：「人権が尊重された社会を目指して」 講師：下都賀教育事務所ふれあい学習課 高山康代氏 ④日時：12月17日（木） 参加者：29名 内容：「先住民アイヌの歴史・現在と人権」 講師：宇都宮大学 地域デザイン科学部准教授 若園雄志郎氏	毎年、広く市民に対して人権意識を啓発するため、昨今の社会課題となっている様々な人権問題に焦点をあて、講演会・講座を実施している。今年度はDV防止に重点を置いたテーマとはならなかった。人権問題は非常に幅が広く、DV防止は重要な人権問題のひとつである。直接的にDV防止をテーマに設定する機会は少ないが、DV防止の基礎となる人権尊重の意識を醸成することを目的とし、総合的に人権意識を高め、広い視野で各種人権問題を考える機会を提供している。	○	

基本目標Ⅱ DV被害者の支援体制づくり

プランの内容				令和2年度実績		3年間（H30～R2）	
施策	施策の内容	取り組む施策	担当課	事業の内容	工夫して取り組んだ点	総合評価	評価理由
相談体制の充実	(1) 相談窓口の周知	広報紙、市ホームページ、メール配信等様々な媒体を活用して相談窓口を広く周知します。	市民協働推進課 こども福祉課	【市民協働推進課】 市作成のDV防止啓発カードや県作成のJKビジネス等防止啓発カード、男性の為の電話相談カード等を、各公共施設トイレや授乳室、啓発展示会場などに設置し、関係機関に配布した。人権週間、女性に対する暴力をなくす運動期間に併せ、広報しもつに法務局等の相談窓口強化期間の案内を掲載した。	カードには各種相談先や避難時の持ち物など、具体的な対応策に繋がるような内容を掲載している。新たに内閣府により設置された相談機関等の周知は、メール配信やSNS、カード配布により周知した。	△	啓発カードの配布や情報発信により相談窓口を周知したが、市民アンケートで「市DVホットラインを知っている」と答えた割合は14.3%であった。被害に遭った際に相談できるよう、周知の強化が必要である。
			こども福祉課	【こども福祉課】 ホームページ、広報紙で相談窓口を周知した。DV相談カードを関係施設に配布した。	様々な媒体を活用して相談窓口を周知した。また、各種団体や関係機関へも周知した。		
	(2) 窓口対応の向上	相談員及び担当職員は、各種研修へ積極的に参加して、相談技術の向上や専門知識の習得を図ります。	こども福祉課	【こども福祉課】 コロナ禍により各種研修会が中止となったが、下記研修会とオンラインでの研修、資料学習に努めた。 ・婦人保護業務関係職員研修会（8月、10月、12月参加。6回中3回が中止。）	コロナ禍、婦人相談員が在宅においても学習に取り組み、スキルアップを目指した。	○	
	(3) 配偶者暴力相談支援センターの設置に向けての情報収集	配偶者暴力相談支援センター設置に向け、情報収集を行い、内容の充実を図ります。	こども福祉課	【こども福祉課】 配偶者暴力相談支援センターについて、設置自治体からの情報収集を実施。2か所の配偶者暴力相談支援センターへの見学も予定したが、1か所の見学後にコロナ感染状況の悪化に伴い中止となった。その上で、当市規模での配偶者暴力相談支援センターの設置の是非について課内協議を実施した。	配偶者暴力相談支援センターを設置している自治体への視察見学を実施し、情報収集に努めた。	○	
保護体制の充実	(1) 関係機関との連携	とちぎ男女共同参画センター（一時保護所）、警察、民間シェルターと連携し、被害者の状況に関する情報共有を図り、被害者とその子どもの円滑な一時保護につなげます。	こども福祉課 安全安心課 高齢福祉課	【こども福祉課】 婦人相談員と保健師を中心に実務を通して関係機関の連携に努め、被害者の心情に寄り添った支援の必要性を主張した。また、下野市要保護児童対策地域協議会にとちぎ男女共同参画センターパーティが委員として参加しており、会議を通して児童福祉と婦人相談の連携の重要性を説明した。	県南児童相談所主催の会議においてパーティの課題や問題点について管内市町と活発な情報交換を行い、県こども政策課宛てに課題と解決に向けた改善策の提案を実施した。	○	
				【安全安心課】 被害者の相談体制を確保して、警察や被害者支援センターといった関係機関と連携の上、情報を発信し、漏れのない被害防止に繋げた。 ・犯罪被害者施策担当者会議の参加（10月） ・犯罪被害者等支援巡回パネル展示事業（9月）	被害者のニーズを把握し確実な支援へと繋げるため、被害者支援に関する講習会や研修会等に積極的に参加し、警察及び被害者支援センターとの連携強化と相談体制を確保した。		
			【高齢福祉課】 65歳以上のDVについて、関係機関と連携を図り対応した。引き続き、高齢者相談窓口の周知を図り、早期発見や相談に繋がりの体制の構築に取り組む。 ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催（書面開催） ・高齢者虐待対応マニュアルの見直し	DV対応は庁内関係部署や地域包括支援センター、警察などと連携し対応を行っている。 DVのあった背景から必要に応じたサービス調整や経過観察を実施。	○		
	(2) 一時保護者への支援	とちぎ男女共同参画センター（一時保護所）まで同行するとともに、助言を行い、速やかな一時保護につなげます。	こども福祉課	【こども福祉課】 令和2年度はDV被害に伴う一時保護が急増したが、全件とも一時保護所まで同行支援を行い、安全に一時保護となるよう努めた。また、警察、県南児童相談所、民間シェルターとも連携を図りながら、被害者心情に寄り添った支援に努めた。 ・一時保護実績 計6件	当市生活保護担当部署や警察、民間シェルターや母子生活支援施設等との連携を緊密に図り、一時保護後の自立支援を見据えて関与することができた。	○	

プランの内容				令和2年度実績		3年間 (H30~R2)				
施策	施策の内容	取り組む施策	担当課	事業の内容	工夫して取り組んだ点	総合評価	評価理由			
自立支援の充実	(1) 被害者の生活再建に向けた支援	被害者の生活実態を把握したうえで、生活資金や健康保険の取扱い、住所の変更等について、関係課と連携し、迅速・円滑に対応します。	こども福祉課 社会福祉課 市民課	【こども福祉課】 被害者と面接等により状況を把握し、必要に応じて健康保険や住所閲覧制限、マイナンバー等について、関係部署や機関と連携し対応した。DV被害女性の同伴児童に係る各種手当受給等についても、不利益にならないよう迅速に対応した。	関係部署や機関との迅速かつ的確な連携を図って対応している。	○				
				【社会福祉課】 DV被害に合い、要保護としてこども福祉課から相談があったケースに対しては、関係各機関と密に調整のうえ、保護を要する状態であれば保護を適用し、必要があれば県外への避難等も支援している。	関係課との連携を強化し情報の共有化を図った。こども福祉課から相談のあった世帯に対しては、すべてが繊細なケースのため迅速な対応が求められた。	○				
				【市民課】 住民基本台帳事務における支援措置業務において、こども福祉課をはじめ、税証明を発行する税務課、下野警察、そして被害者の従前および転出先住所地、本籍地の市町村とも連携をとり対応した。 また、被害者のうち年金加入者および受給者へは、情報保護申込についてのリーフレットを配布した。	担当職員の異動時にも的確に対応できるようマニュアルを整備し、また支援措置担当職員が不在の際には担当以外の職員でも受付できるよう、グループ内でマニュアルを共有した。	○				
	(2) 就労に向けた支援	自立した生活を目指す被害者に対し、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携を取りながら、就業活動に必要な情報の提供や自立に向けた支援を行います。	こども福祉課	【こども福祉課】 ハローワークのマザーズコーナーや、社会福祉協議会の事業「ささえーる」を紹介するなど、就労に向けた支援を行った。	来庁相談に至らなかった際は、郵送にて情報提供を行った。	○				
				(3) 被害者の子どもへの対応	子どもを伴う被害者に対しては、保健師等の専門職と連携して安全確保、心のケアに努めます。	こども福祉課 学校教育課	【こども福祉課】 子どもを伴うDV被害者の面接には児童家庭相談担当の職員が同伴し、子どもに関連する関係部署や関係機関と連携を図り、安全確保や支援に努めた。また、避難後も速やかに園や学校等に所属できるよう、支援に努めた。	子どもが面接場面に同席しないよう、別室を確保して遊び相手をするなどの配慮に努めた。	○	
							【こども福祉課】 入園申し込み時に詳細な聞き取りをおこない、入園審査において配慮することで子の安全と保護者支援に努めた。	各施設と情報を共有し、安全性の確保に努めた。	○	
				【学校教育課】 DV避難による区域外就学については、転学先や居住地などの情報を慎重に取扱い、関連情報を知り得る者の範囲を制限する等の配慮を行った。	指導要録など転校に必要な書類の受け渡しを教育委員会を介して行い、学校間の直接連絡を避けた。指導要録の取扱いについては、県の手引に従い対応することを関係課と共通理解した。	○				

基本目標Ⅲ DV対策の推進体制づくり

プランの内容				令和2年度実績		3年間（H30～R2）	
施策	施策の内容	取り組む施策	担当課	事業の内容	工夫して取り組んだ点	総合評価	評価理由
推進体制の整備	(1) 庁内推進体制の整備	全庁的な組織である市男女共同参画推進本部及び庁内幹事会において、庁内ネットワークの充実を図るとともに、施策管理をとおしてDV対策に関する共通認識と取組の強化を行います。	市民協働推進課 総務人事課 安全安心課 社会福祉課 こども福祉課 高齢福祉課 健康増進課 農政課 商工観光課 水道課 教育総務課 学校教育課 生涯学習文化課	【市民協働推進課】 下野市配偶者等からの暴力対策基本計画については、庁内男女共同参画推進本部及び幹事会において推進するとともに、進捗管理を行っている。 ・幹事会（資料配布による）：年4回 ・本部：年4回	計画の進捗管理に際し、関係課に実績報告を依頼するとともに、本計画の次期計画にあたる第三次男女共同参画プランの策定に関し、情報の共有化を図った。 令和元年度に実施したアンケート結果は、関連する課に情報提供を行った。	◎	プランの進捗状況等に関し、こども福祉課をはじめ、担当各課と協議を行い、新プランの策定の基礎とした。
	(2) 関係機関との連携体制の整備	関係機関との連携を取り、DV防止のためのネットワークを構築し、市全体でDV対策を推進します。	市民協働推進課（全課）	【市民協働推進課】 各種啓発運動期間にあわせて、人権擁護委員及び法務局と連携し、相談窓口を広報、ポスター等で周知した。 また、下記会議に出席。新プラン策定のため、会議の構成機関に意見照会を行った。 ・10/22下野市要保護児童対策地域協議会代表者会議	計画の改訂に向け、関係課および機関との連携を強化するため、情報共有と協力を依頼した。 DVと関連の深い児童虐待等の問題についても、各機関の状況や啓発情報等を得ることができる機会となった。	○	
		関係機関と定期的な会議・研修の開催を通じて連携の促進を図ります。	市民協働推進課（全課）	【市民協働推進課】 下記会議に出席。また、新プラン策定のため、会議の構成機関に意見照会を行った。 ・10/22下野市要保護児童対策地域協議会代表者会議	計画の改訂に向け、関係課および機関との連携を強化するため、情報共有と協力を依頼した。 DVと関連の深い児童虐待等の問題についても、各機関の状況や啓発情報等を得ることができる機会となった。	○	